

### **【米国】 USPTO、AIA 手続における長官レビュー運用の改訂**

米国特許商標庁 (USPTO) は、2025 年 12 月 16 日付で、AIA に基づく審判手続 (IPR、PGR 等) において Notice of Appeal (控訴通知書) が提出された場合の、長官レビューの運用を改訂しました。

具体的には、AIA 手続において、当事者が、長官レビューの申請期限満了前に PTAB の判断に対して連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) に控訴通知書を提出した場合は、その後申請された長官レビューの審理は一旦停止されます。

この改訂は、2025 年の CAFC 判決 (Yangtze Memory Techs. Co. v. Micron Tech., Inc., No. 26-1110 (Dec. 9, 2025) や Luminex Int'l Co. v. Signify Holdings B.V., No. 25-2093 (Oct. 20, 2025) 等) で採用した「限定的差戻し」の判断を反映するものです。

CAFC が限定的な差戻しを命じるかどうか、つまり、CAFC が長官にレビューを命じるか否かを判断するまで、長官レビューの審理は保留され、重複審理を回避し、効率的で一貫した審理を目指す運用に改善されました。

詳細につきましては、USPTO の下記 URL をご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/40020c2>